

球磨川の下流から

荒瀬ダム問題を考える

—連載その④

つる 詳子（環境カウンセラー）

忘れえぬ水害の記憶と 残された課題

3月24日午後5時、熊本県は荒瀬ダムの水利権申請の取り下げ書を提出しました。発電存続のための予算が認められず、発電継続を断念せざるを得なかった結果ですが、地元にとっては、本当に待ちに待ったうれしい結論です。苦痛に耐えた50年と、7年後の撤去を樂しみに過ごした5年、そして浦島に翻弄された2年間とダム建設後の57年は、時に希望を失いながらも、住民総力でようやく抜け出せた長いトンネルです。

しかし、ダムが起した水害体験は人々の記憶にまだ新しく、その後の治水対策も未だ多くの課題を残しています。



昭和40年7月3日水害後の坂本地区。一番の浸水地域だったが、村の中心地だった

大水時は年に一度 の大掃除の時

坂本村において、球磨川の傍に住居を構える家々は、大水時の出水によりどこも1年に1度程は浸水に遭ってきました。そのため、どここの家も浸水に対する工夫がありました。殆どの家は2階建てで、大事なものは2階におき、建築材も水

に強いものが使用されてきました。1階の天井付近までくぐることも想定して、1階の天井部分を明け、直接2階に家財道具を引き上げることができるようになっていたといいます。大雨が降ると川の水嵩の増え方と空模様で、水位を的確に予測すると、それに応じて準備をしていました。床上までくると予測すると、テーブルや空にした筆筒の上に床板を乗せ、その上に畳や家財道具などを載せます。水の抵抗を軽減するために、雨戸やガラス窓等の建具はみんな外しますが、障子などは束ねて、紐で柱と結んで、水に浮かぶようにしておきます。後で障子の張り替えを容易にするためです。準備ができると、どの家にも用意がしてあった大綱をもつて、濁り救いに出かけます。獲

れる鮎は増水がもたらしてくれる川の恵みでした。水が引き始めると、その水を利用して、家中をこしこし洗いあげ、残った砂を箒で掃きだし、家具や日に干した畳を元に戻し、障子を張り替えます。暮れの大掃除に代わる1年に1回の大掃除の機会と捉えた年中行事のようなものだったと住民はいます。道路や庭に残ったきれいな砂は、コンクリートの材料にしたリ、植木の土に混ぜたりと利用価値があり、これもまた洪水がもたらす自然の恵みの一つだったようです。

坂本地区の中心地は、坂本村でも毎年のように床上浸水に見舞われる地区でした。十条製紙もそういうところに立地し、そのため旅館や多くの店が集中することになりましたが、洪水によつて被害がでることはなく、逆に人口は増えていったといふことから、洪水を災害を及ぼす対象として見ていなかったことが分かります。

「ダムができると洪水がなくなる」と説明されれば、それはやはり歓迎すべきもので、ダム建設に反対する人はいませんでした。建設後しばらく出水がなかったため、「ダムができて良かったばい」と喜んだといいます（たまたま、大雨がなかっただけと後から判明）。ところが38年から連続で水害が起ります。とりわけ40年7月3日の水害は未曾有のものでした。出水の早さが異常で、家財道具を2階に上げる暇も、持ち出す暇もありませんでした。ひどいところは2階まで濁水が押し寄せました。水が引いた跡は、家から道路からヘドロが埋め尽くしていました。水が引く時に一緒に掃き出せるものではなく、30〜50センチ、ひどいところは1メートルも堆積していました。臭いを放つヘドロは重たく、冷えるとコンクリートのように固まり、ブルドーザーも必要になり

「水害」という言葉
の意味を知る



昭和40年7月3日の水害。水位が電線まできたことが分かる。堆積したヘドロは、ダム以外では説明がつかない

ました。家は壊れ、家財道具はみんな失ったり、使い物にならなくなりまして。大量に押し寄せたヘドロは、ダムの存在以外説明がつかず、また、浸水後の異常さに、住民は初めてダムの怖さを実感し、「完全な人災」だと認識することになります。地元の議会や行政に押しかけても、因果関係が証明できないとして動きませんでした。

その10年後の昭和53年に起こった水害は、40年を上

後から分かった説明の「嘘」

回るものでした。ダム湖に貯まった13年分のヘドロは、倍以上の量となって押し寄せ、堆積しました。商売をしているところは、2度の惨憺たる災害に、立ち直ることはもう不可能でした。

た。ダムからすぐ下流に集落がありますので、市房ダムが放流して2時間後に急激に水位が上昇するという人吉の事情とは全く違い、サイレンがなると場所によっては、数分後から濁水が押し寄せるので、命一つで逃げだすのがやっとです。

もともと荒瀬ダムは治水機能は全くない発電専用ダムです。しかし、建設時「ダムができると浸水はなくなる」という企業局の説明を疑うものはありませんでした。また、上流の集落に対しては、「ダムの満水位はここで、大水時でもここまでしか水はきません」という説明がありました

た。新築間もない家でしす。補償金がでることもなく、家を失ったKさん一家は、市の俣川の上流の炭焼き小屋を借りて、家の借金だけを払い続けるという生活強いられます。しかし、無理がたたった主人が亡くなり、残ったKさんが借金返済と子育ての苦勞を一生背負うことになったのです。その苦勞は想像できるものではありません。

中津道地区は被害の大小はあるものの、多くの民家が38年〜40年の水害で被害を受けていますが、企業局が因果関係を認めることはありませんでした。しかし、企業局とのやり取りや開示された資料の中で、明らかにされたことがあります。それは、洪水時の満水線―計画洪水水位が、川から2番目に近い家々の軒下付近に設定されていたということです。つまり、洪水時には浸かることが前提の計画でした。ダム湖の堆積土砂による水位上昇のためと企業局は説明しますが、中津道地区に住ん

いたHさんは「最初から浸かることが前提だった。土砂が堆積することも最初から分かっていたので、その100年分の堆積量を想定してダムは計画されているはず。堆積土砂のせいにするのはおかしい」と、強く反論します。

「水害」の一番の弊害

ダムが建設される前は、大水時に浸水しそうな家があると、それ以外の人たちはいつでも手伝えるようにスタンバイしていました。ダム建設後は、対策を講じる時間もなく、水害後の片づけも、人の好意でできる範囲は超え、誰もが疲れ果てていきました。

しかし、一番の問題は、企業局の対応にありました。水害とダムとの因果関係を全く否定しながらも、見舞金を出すとことと出さないところが出ました。また、【ふる・しょうこ、環境カウンセラー、八代市】

ふるさんのブログ「荒瀬ダムと川辺川ダムの現場から」
<http://kumagawa-yatusirokai.cocolog-nifty.com/>